

議案第98号

**東近江市立平田コミュニティセンター等の指定管理者の指定
につき議決を求めることについて**

東近江市立平田コミュニティセンター等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市立平田コミュニティセンター	滋賀県東近江市下羽田町 8 4 番地 5 平田地区まちづくり協議会	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
東近江市立市辺コミュニティセンター	滋賀県東近江市市辺町 2 3 9 1 番地 市辺地区まちづくり協議会	同上
東近江市立玉緒コミュニティセンター	滋賀県東近江市大森町 1 0 3 0 番地 玉緒地区まちづくり協議会	同上
東近江市立御園コミュニティセンター	滋賀県東近江市五智町 3 5 1 番地 2 御園地区まちづくり協議会	同上
東近江市立建部コミュニティセンター	滋賀県東近江市建部日吉町 3 1 番地 建部地区まちづくり協議会	同上
東近江市立中野コミュニティセンター	滋賀県東近江市中野町 7 8 1 番地 5 中野地区まちづくり協議会	同上
東近江市立八日市コミュニティセンター	滋賀県東近江市八日市町 9 番 2 0 号 八日市地区まちづくり協議会	同上
東近江市立南部コミュニティセンター	滋賀県東近江市沖野二丁目 1 番 3 4 号 南部地区まちづくり協議会	同上
東近江市立永源寺コミュニティセンター	滋賀県東近江市山上町 1 3 1 6 番地 永源寺地区まちづくり協議会	同上
東近江市立五個荘コミュニティセンター	滋賀県東近江市五個荘小幡町 3 1 8 番地 五個荘地区まちづくり協議会	同上
東近江市立愛東コミュニティセンター	滋賀県東近江市下中野町 4 3 1 番地 愛東地区まちづくり協議会	同上
東近江市立湖東コミュニティセンター	滋賀県東近江市池庄町 4 9 5 番地 湖東地区まちづくり協議会	同上
東近江市立能登川コミュニティセンター	滋賀県東近江市躰光寺町 2 6 2 番地 一般社団法人能登川地区まちづくり協議会	同上
東近江市立蒲生コミュニティセンター	滋賀県東近江市市子川原町 4 6 1 番地 1 蒲生地区まちづくり協議会	同上

提案理由

東近江市立平田コミュニティセンター等の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。